

生駒市規則第 3 号

生駒市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 1 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市自動車駐車場条例施行規則（平成 2 0 年 2 月生駒市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「（駐車場の利用の方法）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 利用者のうち、ベルテラスいこま自動車駐車場に大型自動二輪車又は普通自動二輪車を駐車するものは、前項の規定にかかわらず、駐車するときに自動二輪車用駐車機器による施錠を行い、出場させるときに駐車料金の精算機で精算し、自動二輪車用駐車機器の解錠を行わなければならない。

第 1 1 条第 1 項第 3 号中「自動車」の次に「（普通自動車に限る。次号及び第 5 号において同じ。）」を加える。

第 1 2 条中「使用者」を「利用者」に、「第 3 条」を「第 3 条第 1 項」に改める。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1 （第 4 条関係）

駐車場の名称	自動車の種類	駐車料金の額
生駒駅南自動車駐車場	普通自動車	(1) 普通駐車料金 ア 最初の 1 時間まで 2 0 0 円。 ただし、最初の 3 0 分以内の駐車

			場の利用については、無料とする。 イ 最初の 1 時間を超え、30 分までごと 100 円 (2) 夜間駐車料金 1 回 1,500 円
ベルテラスいこま 自動車駐車場	普通自動車		(1) 普通駐車料金 ア 最初の 1 時間まで 300 円。 ただし、最初の 30 分以内の駐車場の利用については、無料とする。 イ 最初の 1 時間を超え、30 分までごと 100 円 (2) 夜間駐車料金 1 回 1,500 円
	大型自動二輪車		24 時間までごと 400 円
	普通 自動 二輪 車	排気量 125cc 以下の もの	24 時間までごと 250 円
		排気量 125cc を超える もの	24 時間までごと 400 円
生駒駅北地下自動	普通自動車		(1) 普通駐車料金

車駐車場		ア 最初の 1 時間まで 300 円。 ただし、最初の 30 分以内の駐車の利用については、無料とする。 イ 最初の 1 時間を超え、30 分までごと 100 円 (2) 夜間駐車料金 1 回 1,500 円
------	--	--

附 則

この規則は、令和 7 年 1 月 24 日から施行する。